

氏名、住所、本籍及び従事先に変更があった場合、**遅滞なく**変更の申請をしなければなりません（宅地建物取引士証の交付の有無を問わず）。

宮崎県知事以外の登録を受けている方の申請は、宮崎県在住者でも受け付けることができません。登録している都道府県へ申請書を提出してください。

- ・ 原則、土木事務所又は西臼杵支庁に1部提出してください（申請者側で登録内容は把握しておいてください。更に登録内容に変更があった場合は、その都度変更登録申請が必要です）。
- ・ 県外在住者等については建築住宅課への郵送でも受け付けますが、郵送中の事故について責任は負いませんので御留意ください。
- ・ 以下の書類のほか、審査の上で別に書類の提出等が必要となる場合があります。

○宮崎県知事登録（宅地建物取引士 資格登録簿変更登録申請） （宅地建物取引士証書換え交付申請）

書類一覧

書類提出前に、この「書類一覧」で必要書類の漏れがないか御確認ください。

変更事項	書類の名称	対象 (変更事項ごと)	摘要
共通	【様式第七号】 宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書	全員	
氏名			
	戸籍抄本 (戸籍個人事項証明書)	全員	発行から3月以内。 旧姓・新姓の繋がりが確認できるもの。
	【様式第七号の四】 宅地建物取引士証書換え交付申請書	有効な宅地建物取引士証の交付を受けている者	
	現に有する 宅地建物取引士証	有効な宅地建物取引士証の交付を受けている者	新たな宅地建物取引士証の交付は、現に有する宅地建物取引士証と 引換え に行います。申請書等提出時に土木事務所又は建築住宅課に併せて提出してください（書類受付から交付までは日数を要します。日常業務で交付までの間手放せないという方は御相談ください）。
	顔写真 1枚	有効な宅地建物取引士証の交付を受けている者	新宅地建物取引士証用。 縦3cm×横2.4cm、顔の大きさ2cm程度。6月以内に撮影した、カラー、無帽、正面、上三分身、無背景の写真。写真の裏面に申請者の氏名及び登録番号を記入（表面にインクがにじまないように、また、凹凸が出ないように注意）。
住所			
	住民票抄本 (申請者本人の分のみ)	全員	発行から3月以内。 登録している住所からの繋がりが確認できるもの。本籍、続柄及びマイナンバーの記載は不要。 ※外国籍の方は、国籍等並びに在留カードに記載されている在留資格・在留期間・在留期間の満了の日及び在留カードの番号又は特別永住者証明書に記載されている特別永住者証明書の番号の記載があるものを提出。
	【様式第七号の四】 宅地建物取引士証書換え交付申請書	有効な宅地建物取引士証の交付を受けている者	
	現に有する 宅地建物取引士証	有効な宅地建物取引士証の交付を受けている者	宅地建物取引士証の裏面に、変更後の住所を記載します。
	戸籍の附票等	複数回住所を移転しているが、その都度変更登録申請をしていない者	発行から3月以内。 登録している住所から現在の住所までの繋がりが確認できる公的な書面。
	その他書面	区画整理等により住居表示の変更があった者 等	変更したことが確認できる書類※を提出。 ※住所変更証明書等。実施主体(各市町村等)にお尋ねください。
本籍			
	戸籍抄本 (戸籍個人事項証明書)	全員	発行から3月以内。その他複数回本籍を変更しているが、その都度変更登録申請をしていない者は、別途登録している本籍地からの繋がりが確認できる公的な書面が必要。
従事先			
	—	—	—

- ・ 宅地建物取引士証書換え交付申請書及び宅地建物取引士証を郵送いただく場合、氏名を書き換えた新宅地建物取引士証又は新住所を裏書きした宅地建物取引士証は簡易書留で送付しますので、定型サイズの返信用封筒（簡易書留分の切手貼付；通常434円(定形郵便物)）を同封してください。
- ・ 宅地建物取引業に従事して氏名の変更又は従事先の変更（退社含む）があった場合、【様式第三号の四】宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書、（様式第7）従業者異動届出書等の提出が必要になります。そちらの提出が行われているかも併せて御確認ください。
- ・ 新たに宅地建物取引業者に勤務する場合も、【様式第三号の四】宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書、（様式第7）従業者異動届出書等の提出が必要になります。そちらの提出が行われているかも併せて御確認ください（業者が届け出る必要があります）。